

名 称 運川鋳工場
事業主 黒川建藏
賃本金 約一万円
事業 各種鋳鉄
使用者 男三二名(内見習八名)

三、労働者側

参加人員 男二四名

夜 権 労農系闘東労働者組合

労農參加労働者中組合加入者 男二四名

四、争議発生時 昭和六年三月十三日

五、争議発生原因

右工場ニ於テハ常備ト請負トノ職工賃公數ナリシ力多年九月ヨリ請負作業少ナキ爲メ工場主ニ嘆願シ常備トニ日給一円五十銭ト設止シ現在ニ及ヒニカ近時作業多忙トナリタル爲メ闇

東労働者組合、労働ニ依リ要求書ヲ提出セルニ因ル

六、要求事項並其交渉状況

三月十三日正午別記(一)如キ要求書ヲ提出シ翌十四日正午迄

二回答シ延シタリ

七、回答状況

工場主ハ叙上回答期日タル十四日ヘ金策ト称シ外出レ翌十五日職工代表ト金見シ別記(二)如キ覺書シ交換シ解決ヲ告ケタ

八、差別

(1)労働者側

職工等ハ十四日支給セラルヘキ半勘定ニ工場主不在、爲メ委領不能、爲メ十五日労農党中央本部、園方宮崎、北川等、
、左職指導ヲ求メ事業主ニ對し強硬ニ交渉シタリ

(2)事業主側